

改正ガス事業法に基づく本年4月1日付け保安業務規程の届出書の扱いについて

平成29年3月
経済産業省
ガス安全室

一昨年、ガスの小売業への参入の全面自由化を主な内容とする電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）が公布され、ガス事業法を改正する規定（改正法第5条）が本年4月1日に施行されます。

本改正により、本年4月1日以降、ガス小売事業や一般ガス導管事業、特定ガス導管事業（以下これらを総称して「ガス小売事業等」という。）を行う者は、消費機器の調査や危険発生防止周知、緊急時の措置に係る業務に関する規程として保安業務規程を、事業開始前に経済産業大臣（又は権限委任の範囲に応じ所轄の産業保安監督部長等）に届け出る必要があります。特に、本年4月1日からガス小売事業等を開始する者にあつては、同日付けでの届出が必要となります。

一方、本年4月1日及び2日は、閉庁日となることから、本年4月1日付け保安業務規程の届出書の提出につきましては、下記のとおり扱いますので、御連絡します。

記

1. 本年4月1日付け保安業務規程の届出書につきましては、本年4月3日に必着するよう、経済産業省又は所轄の産業保安監督部等に提出ください。なお、所轄の産業保安監督部等の具体的要件については、以下リンク先の案文を御参照ください。
リンク先：<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170317001/20170317001.html>
2. 同届出書の提出に先立ち、本年3月中に、届出内容に関する事前の確認事項がある方は、御相談に応じますので、経済産業省又は所轄の産業保安監督部等までお問い合わせください。
3. また、本年4月1日付け保安業務規程の届出書については、本年3月中に御提出いただき、本年4月3日までの間、経済産業省又は所轄の産業保安監督部等でお預かりすることも可能です。その場合であっても、本年4月3日に提出があった他の届出書と同様の扱いとします。